

論文

社会福祉と平和に関する研究と活動の動向

——ソーシャルワーカーのまなざしから——

眞 砂 照 美
竹 森 美 穂
田 川 雄 一

〔抄 録〕

2022年2月24日に始まったロシアのウクライナへの侵攻、その停戦の兆しも見えない2023年10月7日、イスラム組織ハマスによるイスラエルへの大規模攻撃が行われ、反撃に転じたイスラエル側の応酬もエスカレートし、ジェノサイドともいう事態に陥っている。

「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義（以下、グローバル定義）（2014年）」を受け、日本ソーシャルワーカー協会の倫理綱領には、「平和を擁護し」の文言を加えた。戦争と社会福祉は相容れない。平和へのマクロ的な取り組みはソーシャルワーク教育にとっても必須の項目となるはずである。

本研究では、社会福祉学と平和に関する近年の先行研究を整理するとともに、ソーシャルワーカーによる平和を希求する活動例を取り上げ、マクロソーシャルワークとの関係やソーシャルワーク教育との関連についてソーシャルワーカーの視点で検討することを目的とした。

これらの検討を重ねた結果、グローバル定義を受けた日本ソーシャルワーカーの倫理綱領にある「平和擁護」の概念についてはソーシャルワーク教育のテキストではほとんど取り上げられていないことが分かった。福祉と対極にある「戦争をしないこと（=非戦）」への取り組みを被爆国のソーシャルワーカーとして学ぶことが重要である。また、マクロソーシャルワークの事例として学生の平和を希求するソーシャルアクションの活動事例等を加えて、実践的に教授していく意味を見出すことができた。

本論文は、いずれも実践現場での経験を有する社会福祉士の有資格者であり、原爆被害者相談員の会の活動に参加し、現在ソーシャルワーカー養成教育に携わっている

3名による共同研究であり、先行文献や実際の活動例を持ち寄り、協議を重ねながら執筆したものである。尚、第1章、第2章、第5章以下を眞砂が、第3章を竹森が、第4章を田川が主として担当した。

キーワード：ソーシャルワーク専門職のグローバル定義、平和の希求、マクロソーシャルワーク、原爆被害者相談員の会

第1章 問題の背景と本研究の目的

COVID-19による世界的な感染拡大がいくぶん落ち着きを見せはじめた2022年2月24日、ロシアは突然ウクライナへの侵攻を開始した。その停戦の兆しも見えない中の2023年10月7日に、イスラム組織ハマスによるイスラエルへの大規模攻撃が行われ、イスラエル側の応酬も日に日にエスカレートし、ジェノサイドともいう事態に陥っている（朝日新聞 2023-11-09, 2023-11-14）。

これらの被害者・犠牲者の多くは兵器を持たない民間人であり、一刻も早い停戦が望まれる。国連総会ではガザ人道的休戦の決議を121か国の賛成で採択したが、アメリカ、イスラエル等は反対し、日本⁽¹⁾やイギリス等は棄権した（朝日新聞 2023-10-28, 2023-10-30）。

戦争の放棄を謳っている憲法第9条がある被爆国であるにも関わらず、核兵器の禁止に関する条約（以下、核兵器禁止条約）に批准しないどころか、核を持たないから侵略されるのだと「核抑止論」さえ声高に語られる。G7で議長国を務めた岸田総理は、お膝元の広島で核抑止論に固執した（東京新聞 2023-08-08）。核兵器禁止条約の批准を求めている広島、長崎の人々の願いは無残にも打ち砕かれ、大きな失望感を味わった。広島で被爆し、大学卒業後アメリカに留学し、カナダでソーシャルワーカーとして活動し、核兵器禁止条約の成立に貢献したサーロー節子⁽²⁾もその一人である（中国新聞 2023-08-06）。政治家の弁と国民の声とのこの乖離は何を意味するのか。

現代社会は、危機・リスクが頻発する不安定な時代、歴史的転換期にある（野口 2022）。

社会福祉学の立場から、今一度平和についての認識を正しくし、平和を希求する活動や教育について検討することが急務ではないだろうか。

ところで、国際ソーシャルワーカー協会（IFSW）と国際ソーシャルワーク教育学校連盟（IASSW）の総会で採択された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義（以下、グローバル定義）（2014年）」を受け、日本ソーシャルワーカー協会が採択した倫理綱領では、「われわれソーシャルワーカーは、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性

尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する」(2020-08-03)と平和擁護の文言を加えた。グローバル定義の「各国および各国の世界で展開してもよい」という付則を受け、日本で展開(amplification)されたものであることに着目したい。amplification⁽³⁾は、増幅を意味する。このグローバル定義に基づいたソーシャルワークを名実ともに実現するために倫理綱領では平和擁護⁽⁴⁾というテーマを追加して、その意味を拡充、敷衍したものと捉えることができる。

グローバル定義は社会福祉士や精神保健福祉士の養成教育で「相談援助の基盤と専門職」(2021年度新カリキュラムでは「ソーシャルワークの基盤と専門職」)の科目で教授すべき内容となっており、特に新カリキュラムのテキストでは、日本ソーシャルワーカー協会の倫理綱領も内容に組み入れられている。ただし、テキストには事例も含めて、「平和」というテーマについてはほとんど触れられていない。

本研究では、社会福祉学と平和に関する近年の先行研究を整理するとともに、ソーシャルワーカーによる平和を希求する活動例を取り上げ、マクロソーシャルワークとの関係やソーシャルワーク教育との関連についてソーシャルワーカーの視点で検討することを目的とした。

尚、本稿は、いずれも実践現場での経験を有する社会福祉士の有資格者であり、原爆被害者相談員の会の活動に参加し、現在ソーシャルワーカー養成教育に携わっている3名による共同研究であり、協議を重ねながら執筆したものである。尚、執筆上の分担については、第1章「問題の背景と本研究の目的」、第2章「社会福祉学と平和に関する研究動向」を眞砂が、第3章「原爆被害者相談員の会によるソーシャルワーク実践」を竹森が、第4章「被爆者証言のつどいへの活動を実習教育に組み込んだソーシャルワーク教育の立場から」を田川が、第5章「ソーシャルワーク教育への提言」以下を眞砂が主に担当した。

第2章 社会福祉学と平和に関する研究動向

(1) 平和と福祉に関する研究の整理

日本財団が全国の17歳から19歳に行ったウクライナ情勢調査⁽⁵⁾によれば、世界の平和実現のため日本の果たす役割は「非常にある」と「少しある」を選択した回答者は64.6%と6割を超えていた。

日本がどのような役割を担うのかということについては詳細な調査と分析を待たなければならないが、高校生から大学生に差し掛かる若者の多くが、日本の平和への貢献の役割を意識しているということが分かる。一方で、日本で「非人道的兵器」⁽⁶⁾という撞着語が報道で流れ続けていても聞く側には語の意味の矛盾を感じにくい世の中でもある。また、片方の偏った情報に国民がミスリードされて真実が逆転してしまっているという指摘(安齋2023)⁽⁷⁾もある。

核兵器禁止条約が成立しても、核保有国や日本をはじめとする核の傘に守られた国々が不参加なので、実効性を疑問視する声があることも指摘されるが、これについては、長（2021, 291）は、対人地雷やクラスター爆弾の廃絶運動のように、一つの規範が誕生し、一定の国々で共有されることに大きな意味があるとする。長は、緒方貞子の「人々一人ひとりに焦点をあて、その安全を最優先するとともに、人びとと自らが安全と発展を推進することを重視する考え方」を挙げ、人間の安全保障を問い直すことを提案する。

藤井（2020, 107-122）は、反「優性学」の立場から戦争時代について論考している。藤井は、相模原障害者殺傷事件や施設利用者の不妊手術などの「役立たずの歴史」に抗う福祉の実践が必要だと主張する。中でも、優生学に基づいた「役立たずの歴史」の際たるものは、戦争時代である。戦争の時代には、国家が優先され、個人の幸福の立場にたっていないからとする。障害のある人々がどれほど辛酸な目にあってきたのかを記している。障害者に限らず「お国のために戦えないのは＝非国民」とされ、個人や個人の生活をいとも簡単に抹消する⁽⁸⁾。さらに、社会事業（当時の呼称は厚生事業）の現場でも、セツルメント活動が押さえつけられていく反面、国民を統合する手立てとして方面委員の組織が再編成され、大政翼賛会を中心とする政治体制に組み込まれていくといった具合に、福祉という名で国民が戦争へと操られていったと指摘する。

社会福祉やソーシャルワーカーが国家の体制に取り込まれてしまった歴史は、日本だけではない。西崎（2020, 113-147）は、制度的人種差別からアメリカの社会福祉史を捉え、ソーシャルワーカーの専門職化と、福祉国家形成の狭間でマイノリティがどう扱われてきたのかを詳細に検討している。本稿と関係する箇所「第4章 冷戦期のソーシャルワークとアメリカ黒人（1）パックス・アメリカナ⁽⁹⁾の一翼を担う専門ソーシャルワーク」について見てみたい。西崎は、パックス・アメリカナというアメリカの覇権主義のもとで、国内のソーシャルワーカーは専門職化し、社会変革から遠ざかり、覇権主義に加担してきたとする。西崎によれば、当時のソビエト連邦等社会主義国との冷戦期のアメリカは、人びとの社会不安が増大し、ソーシャルワークは白人の中流家庭を対象とした個別的サービス（ケースワーク）の家族ソーシャルワークに傾倒していった。ニューディール政策以降、救済については公的扶助で行い、家族カウンセリングは民間が担うという関係であった上、「反共宣伝活動として要請された国際福祉への対応」が大きく影響していた（西崎 2020, 131）。さらに、ソーシャルワーク界での社会変革的活動の抑制がなされたことにも大きく関連する。冷戦期のアメリカのソーシャルワークは、その WASP⁽¹⁰⁾的な世界観によって、マイノリティが見えなくなってしまったのである。

岡本も、西側福祉国家システムは軍事的にもより強固なものとなり、その軍事的結びつきはさらに経済協力の強化に結びついた（岡本 2009）とする。一方の正義が強調され、対立相手は憎き敵であるというプロパガンダが横行する。そうすると、本来ソーシャルワークが守るべ

き人権擁護のための活動が軽視されていく。かつて、アメリカのソーシャルワーカーが個別援助に傾倒していき、ソーシャルを忘れて、「ケースワークは死んだ」、「リッチモンドに帰れ」と非難された時代に逆戻りしないとも限らない。植田は、ケアマネジメントが展開されるプロセスには、ソーシャルワーカーが、ソーシャルワークの基本原理や原則、社会的な価値に裏打ちされた専門性や専門的力量が求められるとし、ケアマネジメントを単なる生活ニーズと現行の各種社会資源を連動させる役割、ブローカー（仲介者）機能に縮小させては、ソーシャルワークの本来のソーシャルワークの機能は発揮できないとする（植田・結城2007, 126-127）。Baldwinも、現代のソーシャルワークに対して、ソーシャルケアサービスの提供に対する市場主導型手法が強要されているとし、この制度への抵抗がラディカルソーシャルワークの主要なテーマとなるとしている。ソーシャルワークの価値や伝統、精神から外れたシステム、すなわちイージーケアモデルが構築されている。イージーケアモデルに対抗するためには、ラディカルでコミュニティを基盤とした反権威主義的なソーシャルワークを構築することが重要である。そのための方策の一つとして、社会正義という価値観に照らして判断することに慣れるようにしなければならない（=2023, 233-254）、と述べている。日本のソーシャルワークに対しても、イージーケアモデルの市場主導型手法が強要されていないか、検討が必要である。

(2) ソーシャルワークと平和に関する研究の動向

黒岩は、原爆被害者相談員の会⁽¹¹⁾で主体的に活動を行ってきた医療ソーシャルワーカーへのインタビューをもとに『被爆者を援助し続ける医療ソーシャルワーカーたち』（2012）⁽¹²⁾を上梓している。この本の冒頭に、「また、ヒバクシャがうまれてしまった。何のために核兵器廃絶と平和の活動を続けてきたのか」と悔しがった被爆者の友人の言葉を挙げている。「また」というのは前年の東日本大震災の際の福島原子力発電所の事故のことを指す。市井の人々の平和を希求する不断の努力は、世の中の大きな出来事にいとも簡単にかき消されてしまってしまうことになる。

このような時だからこそ、社会福祉研究の専門家として、またソーシャルワーカーとして、国に迎合するのではなく、平和を希求する活動と教育を続けていくことが肝要である。

黒岩は、被爆者問題がソーシャルワークの課題だけでなく、社会福祉専門職教育の課題になりえていないと指摘する。そこで黒岩が本書の中で強調するのは、単にソーシャルワークの実践プロセスではない。そのプロセスは被爆者との長い援助関係が継続する実践のすべての過程を網羅するとし、相談援助のプロセスにとどまらない。また、「援助対象者だけでなく、医療関係者、法律家、ジャーナリスト⁽¹³⁾、ボランティア、市民、また法律、制度を含めた社会資源など、取り巻く環境へのアプローチも含めた広義の意味での援助プロセスをさすものである」としている。黒岩のいう援助プロセスでは、対象者を限定せず、日本という枠を超えて、グローバルな世界を意識する。自国の利益だけを考える平和などありえないからである。この

考え方はミクロからメゾ、マクロレベルのソーシャルワークへとつながっている。

黒岩（2021）は、被爆者が救済から遅れ、放置された実態を辿りながら、原爆による放射線の長期間にわたる人体への深刻な後遺症に苦しんできた実態、それに伴う継続する不安、原爆によって家族や親族を失った原爆孤児が一人暮らしの高齢者となっている生活と介護を巡る問題について論考を寄せている。文献資料に加え、実際に被爆者相談や教育現場の原爆展で被爆者の証言を聞くことで、被爆者の実態を大学の内外で伝え⁽¹⁴⁾ようとする。そこに学生が参加することで非核への大きなうねりの活動となっていく。

さらに、原爆被害者相談員の会のソーシャルワーカーへのインタビューから、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析し、ソーシャルワーカーが援助を継続して行くプロセスに三つの特徴を見出している。すなわち、①了解不能の怒りと問題を共有するプロセス、②援助の意志固めのプロセス、③しなやかな関係形成による協働のプロセスである。ソーシャルワーカーの活動は、「再び被爆者をつくらない反原爆の道を踏み固める（会の目的）」平和を目指した活動であり、「被爆者の人間としての尊厳や意味ある人生を目指した共同のプロセスとして展開している」とする。このように「人間の生命や生活を尊重する行為であるソーシャルワークは戦争や核兵器の保有とは対極にある」ことを強調し、ソーシャルワーク教育の課題として平和の理念継承や非核平和の価値の涵養を避けて通れない問題であると主張するのである。

黒岩は、近畿圏での医療ソーシャルワーカーとして勤務していたころから広島・長崎以外に住む被爆者の相談から被爆者問題に取り組み、2000年に大学に籍を移してから、福祉専門職養成教育で、常に平和教育を行ってきた。8月6日の広島原爆の日に行われる「原爆被害者 証言のつどい」にはゼミの学生を伴って参加していた⁽¹⁵⁾。

絵本『ようすけ君の夢』（2008）は、長崎で1歳半の時原爆の直撃を受けた真柳タケ子氏の話をもとに、黒岩がゼミ学生とともに創作した絵本である。真柳氏の長男「ようすけ君」は心臓疾患のため生後半年で亡くなった。この絵本は、学生たちが「ようすけ君」に平和な子ども時代を過ごしてほしかったと願い作ったものである⁽¹⁶⁾。巻末には日本国憲法第9条の日本語の他、英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、ロシア語、タガログ語、中国語、韓国語の翻訳が掲載されている。また、文章を英語、フランス語に翻訳された冊子が付録されている。

第3章 原爆被害者相談員の会によるソーシャルワーク実践

本章では、社会福祉と平和にかかわって、特に実践レベルで論じることを目的としている。平和は社会福祉において中核的な価値であり、「平和は福祉の前提」ともいわれる。一方、多様性の尊重や人権擁護、社会正義といった価値を体現するソーシャルワーク実践は、平和構築・維持に貢献するものともいえるのではないか。そのような視点から、ここではソーシャル

ワークにおける平和構築・維持に向けた実践を探りたい。

(1) 原爆被害者相談員の会の沿革

まず先に、相談員の会の沿革を記しておこう。原爆被害者相談員の会(2019)にその発展的歴史が記されている。相談員の会は1981年に主に医療ソーシャルワーカー(MSW)による専門ボランティアの会として発足した。その背景には、1968年施行の「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」(「原爆特別措置法」)に基づく諸手当に関する相談に対応するMSWの実践があった。「原爆特別措置法」は被爆者の生活支援として期待されたほどの内容ではなく、また被爆者の生活にまつわる相談は、健康面の不安、家族を失った深い悲しみ、将来への不安、唐突に奪われた人生の理不尽さなど複雑多岐にわたっていた。このような相談に対応していた東京、広島、長崎のMSWが集まり、1975年に「原爆被害者問題ケースワーカー懇談会」が発足し、交流や学習会を始めるようになった。同時期、広島では「原爆被害者問題ケースワーク研究会」も発足している。このころ、被爆者の社会調査研究を行っていた石田忠が主たる手法としてきた生活史調査の影響を受け、単なる制度利用の援助に留まらず、被爆者個人の全体像を把握することを通じて、社会構造を捉えたソーシャルワーク実践へと変化をしていった。

さらに1977年のNGO被爆問題国際シンポジウムで人文・社会学の分野で石田忠を中心として取り組まれた生活史調査に、MSWも共に取り組んでいる。この経験でMSWらは生活史調査の手法を学んだという。1980年に『三十五年目の被爆者』(労働教育センター)が出版されるに至る。このシンポジウムは、MSWは被爆者とともに原爆被害の実相を世界に発信する責任の重さを認識する大きな契機となった。そして相談員の会発足の直接の契機となったのが、1980年12月11日に当時の厚生省私的諮問機関であった「原爆被爆者対策基本問題懇談会」(基本懇)がまとめた「原爆被爆者対策の基本的理念及び基本的な在り方」(「意見書」)である。被爆者の生活保障、国家補償が不十分な状況の打開が期待されたが、「意見書」では原爆被害の対象を大幅に限定し、戦争による被害は国民が等しく受忍しなければならないという「受忍論」を打ち出した。この「意見書」に対する被爆者、MSWの失望は大きく、「意見書」を乗り越えるべくヒバクシャソーシャルワークが必要として相談員の会の発足につながった。以降、相談員の会は生活史調査を活動の根幹としつつ、被爆者一人一人の生活史を詳細に記してゆくこと、そして原爆被害者の相談を積み重ねながら、「反原爆」の思想を実践し続けている。

(2) 相談員の会の主な活動

相談員の会では、会員のボランティアによる原爆被害者相談活動、毎年8月6日に行われる「証言のつどい」、「意見書」を乗り越える「12.11シンポジウム」、被爆者の「自分史」づ

くりが中心的活動となっている。相談活動は1982年から始まっており、被爆者健康手帳や原爆症認定申請などの手続きに関する相談が多くを占めていた。行政機関に相談に行っても申請につながらないといった相談者の経験に丁寧寄り添い、聞き取りをして申請にこぎつけたら、却下された案件に対して再申請、異議申立てを支援したりするなど、まさにソーシャルワークの実践を、任意のグループとして行っている（原爆被害者相談員の会2019, 22-23）。

また、同年8月6日には、第1回「証言のつどい」が開催され、50人の被爆者が証言活動を行った。この背景には、原爆被害者相談活動に訪れた被爆者の中から、被爆の実情を伝えることの必要性や、少人数の前でならば話せそうだ、という声が上がったことがきっかけとされている（原爆被害者相談員の会2019, 24-25）。この小規模な証言のつどいは、平和活動とは無縁であった人々が「相談員の会」のメンバーからの励ましの力を得て、運営を被爆者自身が担うものであった。MSWは被爆者が証言をサポートし、参加者の聴く姿勢の醸成を支援するといった関わりを行っている（原爆被害者相談員の会2018）。「証言のつどい」は、以降、相談員の会の重要な定例行事となっているが、戦後78年を迎え、被爆者の証言活動がますます困難になっている。2018年の「証言のつどい」の振り返りでは、高齢になった証言者のサポート（資料整理や会場への送迎支援など）や、胎内被曝、幼少時期の被曝について、記憶を一緒にたどっての整理、語れない被爆者や今後語るのが難しくなるだろう被爆者に対して、言語による語り以外の方法での証言のサポートなどを、会員であるMSWが担っていると記されている。小規模ながら続いてきた「証言のつどい」には県内外から小中学生や大学生、市民生活協同組合などが参加しており、平和教育、平和活動において連帯している。

「12.11シンポジウム」は、1980年の「意見書」をいかに乗り越えるか、を軸足に毎年12月に開催されている。被爆者の権利が無視され、抑圧されてきた歴史的経緯を踏まえ、「意見書」に対しては理論と運動の必要性を確認しあい、また被爆者関係団体や市民との協働関係を深めるものと位置づけられている。「12.11シンポジウム」について、相談員の会は以下のように位置付けている。

「1982年12月11日、第1回のシンポジウムは『被爆者援護法制定のために私たちは何ができるか—援護法制定運動の歴史的意義』と題し—(中略)—ここでは『意見書』に対抗できる理論と運動の必要性が強調された。—(中略)—あらためて広島における「相談員の会」の役割り、すなわち『つなぐ』役割りの大きさを認識しつつ…」(原爆被害者相談員の会2019, 27)
「そもそも『12.11』は何のために開催を継続してきたのか。歴史を振り返る中で、あらためて『12.11』基本懇意見書にこだわり続けている意味を問い直す場であることを確認し合った。」(原爆被害者相談員の会2020)

このような「12.11シンポジウム」の性格からは、ソーシャルワーク実践が政策に対して、

当事者と声を上げ続けるというソーシャルアクションの芽を見て取ることができる。

そしてもう一つ重要な活動として被爆者の「自分史」づくりがある。相談員の会が被爆者の「自分史」づくりに取り組むようになったきっかけは、被爆者の自分史運動を進めていた栗原淑江の講演であった。栗原は一橋大学在学中に石田忠ゼミの一員として、1965年の厚生省による被爆者調査に参加(分担研究であり、石田は長崎を担当)しており、その後、日本原水爆被害者団体協議会の事務局員を経て1993年に『自分史つうしん ヒバクシャ』を創刊している(松田2019)。1995年に「相談員の会」は栗原を招聘して行った講演会(被爆者の「自分史」)を開催している。「相談員の会」は、「意見書」を乗り越えるには、原爆が反人間的兵器であること、被爆者・非被爆者含めてともに生きることを示すには、「自分史」に取り組むことが重要との認識のもと(原爆被害者相談員の会2019, 28-29)、被爆者と「相談員の会」のメンバーとの共同作業により、丁寧な事実確認を積み重ね、1995年に自分史『生きる-被爆者の自分史-』第1集を刊行している。自分史の刊行はその後も続き、直近では2022年に第6集が出版された。

(3) 被爆者ソーシャルワークの根幹としての生活史把握

さて、ここまで「相談員の会」の沿革や活動内容を紹介してきた。相談活動や「自分史」づくりという「相談員の会」の中核的活動を根底から支えるのは、生活史把握の視点である。生活史把握を、黒岩(2015, 107-109)は、利用者を目の前の状況のみならず、彼らの生きてきた時代や社会状況、生活環境との関係をも含めて全体的に理解することと説明している。さらに、生活史把握を通じて、話し手、聞き手双方にとって、話し手の生きてきた道りを、個人的な経験にとどめず、歴史的、構造的に客観化し、多元的にとらえることを可能にするとしている。想像を絶する苦難を生きてきた被爆者の語りに向きあうMSWにとって、単なる年表のような出来事や成育歴の把握や、今時点の生活上の困難という上辺の理解だけでは、被爆者の抱える苦悩を理解し、彼らの生きる意味を見出しエンパワメントすることは到底なしえないことであった。彼らの語り、それは表面上、個人の体験や歩んできた人生だが、彼らの歩み、即ち「いのち、くらし、こころ」が歴史的、構造的に把握されると、個人史を超えた客観的な自分史となり、その視点が被爆者ソーシャルワークを貫く視点となる。生活史把握の視点は、「相談員の会」の相談活動だけではなく、本業の病院での相談業務にも生かされている。「相談員の会」メンバーであり、広島共立病院MSWでもあった山地(現・広島文教大学)は、MSWとして原爆認定申請を支援したケース(胃がんで死去の半年後に認定通知)について、次のように記述している。

「被爆当時2歳8か月、母は幼いころに亡くなり、父も数年前に亡くなっているといえます。…(中略)…兄に連絡を取り当時の状況を聞くと同時に、何度も病室へ足を運び、今後の

生活について度々話をするよう心がけました。その中で…（中略）…原爆によって家族が崩壊し、戦後の混乱を一人で生き抜いてきた人生だったのです。…（中略）…結婚歴もありません。『家族を持つことは、自分には向いてないよ』と住本さんは話されましたが、幼少期の家庭とだぶっていたのではないかと思います。…（中略）…すでに本人は亡くなっています。申請から一年以上という時間が過ぎていました。もう少し早く認定してもらいたかった、と悔やまれます。

幼くして被爆し、戦後の混乱期を信頼すべき家族と決別し、一人で生きざるを得なかった一人の生涯はひっそりと閉じられました。」（山地 2001）

上記の記述からは、MSW が単に制度申請支援のための事実確認にとどまらず、当時の社会情勢への視座を持ちながらの聞き取りによって、一人の被爆者の生活史をその人生の苦難や楽しみも含めリアルに浮き彫りにしていることが読み取れる。このような生活史把握の視点は、窪田（2013: 2-8）が表現するところの「生の営みの困難」とも通底するのではないか。単なる日常生活上の困難さに留まらず、生活問題のその背景、起因するもの、そしてその背景からさらに波及する多様で重層的な困難をソーシャルワーカーとしてどのように受け止め、理解しようとするのか。被爆者ソーシャルワークにおける生活史把握の視点は、他分野のソーシャルワーク実践にとっても意義深いものといえる。

（4）ソーシャルアクションと「相談員の会」

さらに「相談員の会」の活動から見いだされるもう一つの重要な柱が、ソーシャルアクションである。「相談員の会」は2003年の原爆症認定集団訴訟に関わっている。原爆症の認定にあたっては、認定基準が厳しく認定率が低いことが問題視されてきた。申請相談に対応するMSWは支援の限界を感じており、広島から全国に広がった原爆症認定集団訴訟にも積極的に関わりをもつようになっていく。「相談員の会」は訴状作成の手伝いや裁判の傍聴、陳述書作成のサポートに関与し、第一次・第二次集団訴訟で42名の陳述書の作成サポートに約30名の会員が関わった（三村 2015）。「相談員の会」は他にも、在外被爆者国家賠償や「黒い雨」訴訟にも参画し、原水爆実験、フクシマをめぐる原発問題などについて、現地の人々や当事者団体、弁護士など他専門職との連携のもとで、核兵器という存在そのものへの問題提起と続けている（三村 2015；原爆被害者相談員の会 2021）。

相談活動、自分史作りから見いだされる生活史把握の視点は、被爆者が人間として、人間らしく、より良き生を生きたいという人間性の原点への回帰を促す（原爆被害者相談員の会 2019, 8-14）。このことは、ソーシャルワーク実践において、ミクロソーシャルワークがメゾ、マクロソーシャルワークへと連続することとも重ねて理解することができる。目の前の個人の権利擁護は、その背後にある多くの人々の権利擁護への支援へと発展する、そのプロセスを理

論的に導き出す可能性を秘めている。

ここまで、「相談員の会」の活動を紹介しながら、ソーシャルワーカーの被爆者支援をみてきた。それは、生活史把握という視点が太く貫く、人間性の回復、権利擁護に向けた運動の姿でもあった。ところで、ガルトゥング (2019, 6-40) は平和を直接的暴力の不在 (消極的平和)、構造的暴力の不在 (積極的平和: 社会的正義) の 2 側面から整理している。そして、社会的正義は戦争などの直接的暴力の不在を達成するための服飾品ではなく、また直接的暴力が社会的正義の服飾品でもなく、両者は並立し平和構築の目標でもあるという。ヒロシマでは直接的暴力である戦争が終結した後も、被爆者は制度的抑圧や差別、健康不安などの構造的暴力にさらされ続けてきた。そのような彼らの生の営みの困難に対して、広島ソーシャルワーカーらは向き合い、ともに活動する中で、人間性の回復 (人としての暮らし) を支援し、より構造的な問題に対してもソーシャルアクションという形で関わってきたのである。つまり、「相談員の会」の活動は、構造的暴力に対してソーシャルワークが機能した事例であり、ソーシャルワークは積極的平和の一翼をなすといえよう。

第 4 章 被爆者証言のつどいへの活動を実習教育に組み込んだ ソーシャルワーク教育者の立場から

社会福祉という学問から、「平和」を考えていくことについては、われわれが生きていく上でしあわせであること、すなわち究極の福祉の在り方とも理解できる。

社会福祉士を養成する課程において平和について考えると、グローバル定義や社会福祉士の倫理綱領の原理にある「人間の尊厳」から、すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として明記していることがわかる。更に、「社会正義」にも、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざすことが示されているが、座学のみで具体的に整理をして理解することは難しいであろう。そのため、実践の中で結び付け、いかに学びを深めていくかが課題となる。勿論、その他の倫理的な原理や原則もいかに理解につなげていくかも重要である。

ここでは、「平和」をキーワードに考えることについて、「人間としての尊厳」を挙げておきたい。佐藤 (2020) は COVID-19 において、「死を前にしてもパートナーを始めとして誰とも会えずに、別れを迎えるという問題、知らないところで突然の死を迎えること、悩みながらもあえて会わないという選択をした人を挙げ、人間の尊厳を守るとは、新たな問題と向き合う中で、私たちが具体的にどう応えていくか」を示している。また、そこに見えるのは、「人間は未完成である」ということから、尊厳を守ることができるか常に試されているとしている。

COVID-19は、現代を生きる我々が今まで体験しなかったこととしているが、広島という地で社会福祉の教育に携わるものとしては、78年前の広島でも人類史上誰も経験したことがない悲惨な歴史の事実を無視することはできない。そのため、社会福祉士を志す学生に対してもその歴史を紐解き、社会福祉の観点から平和や人としての尊厳をいかに捉えていくかを教育の中で実践をしている。その実践として、ソーシャルワーク実習（医療領域）の中へ取り入れ、現場の医療ソーシャルワーカーとともに、学生たちは毎年8月6日広島原爆の日で開催される原爆被害者証言のつどいへ参加している。

原爆被害者証言のつどいは、反核平和運動の高揚を背景として、広島県医療ソーシャルワーカーたちによる下で結成された。先述したように、1981年には医療ソーシャルワーカーたちが集まり原爆被害者相談員の会を結成している。根本（2015）は広島において、「証言活動の形成過程から明らかになったのは、「被爆体験の継承」という価値の形成、それをもとに平和教育の展開、巨視的な観点から被爆者を体験の語り手として主体化させる社会的な要因として、原爆の経験を「貴重な遺産」と捉える価値の生成」としている。その、「貴重な遺産」から教育的な活動としても位置づけられている被爆者のつどいを通じて、大学では実習中に被爆者ソーシャルワークを体験してもらっている。

福祉教育の実践の中で被爆者の証言を聞く機会は多くなく、学生にとっても貴重な時間になっているに違いない。学生たちは実際の被爆者から話を聞くと、平和への捉え方は勿論のこと、日々の生活自体を考えるきっかけを与えられていると言える。

被爆者からは、「死ぬことよりも生きることがどれだけ辛いかわりに知ってほしい」、「被爆者には子どもを産ませることはできない」などの差別や偏見を受け続けて生き抜いてきた体験が語られている。中でも、両親が被爆した人の子どもはこれから困難しか待ち受けていないと言われ、中絶をさせられる現実もある。

誰もがしあわせに暮らすべき日常を一瞬のうちに奪った消すことのできない記憶である。被爆者は聞き手に「大丈夫ですか？」と話しの合間でよく確認をしている。広島の壊滅的な状況、その惨劇を話す被爆者が聞き手であるわたしたちを意識しながらも戦争と平和について語っている様子は印象的である。

話し手も過去のことを思い出したくない、話したくないといった被爆者も多いが、何かのきっかけをもって話す決意をする方も最近ではみられている。「大丈夫ですか？」と確認することにその意味があるのだと考える。

このような体験談を学生たちは実習の中で、生きぬいてきた辛さの中にある被爆者を理解しようとする前向きな姿勢を相手に伝えることの重要性、被爆者が伝えたい思いを汲み取る必要があると学んでいる。死ぬことよりも生きることが辛いという発言からも人としての尊厳を守ることであるとも理解している。

もう一つ印象的なこととして、体験談の中で「元気であるのが悪い気がした」と発言した被

爆者の存在である。偶然にも被爆せず、後遺症がない人にとっても、自身を追い詰めていく気持ちにさせるほどの出来事であったことに恐怖を感じていた。

その後、実習先となっている医療機関の指導者から必ずフィードバックがあるが、「理解しようとする前向きな姿勢」=「共感的態度の姿勢」が重要であること、偏見や社会問題などの大きな課題に働きかけていくソーシャルアクションにも通じる学びであるのだと伝え、社会へ訴えて変革していくことも専門職としての役割であることを認識してもらっている。これらのことは、根本の先行研究からも、聞き手の反応を通じて、被爆者は原爆という暴力の苦しみからあらためて自分の生の意味を発見し再定義すること、積極的に体験を語るようになる上で特に重要なのは聞き手の存在であることを強く訴えていたことと合致する。

社会福祉の学問を教育する側にとって、知識や技術といった側面でなく、その根本にあるものは価値観や倫理観であり、そこに人としての尊厳が核となっているといえる。広島から平和を捉えていく中で、専門職として、ともにしあわせになる方法について皆で模索し続けていく姿勢と行動（ソーシャルアクション）が重要である。

被爆者の体験を理解した上で起こす、その行動こそが社会を変革していくものだと信じる。

第5章 ソーシャルワーカーのまなざし

社会福祉と平和に関する先行研究や原爆被害者相談員の会の実践、ソーシャルワーカー養成教育における被爆者証言のつどいへの参加の実際について紹介してきたが、ここでは、これらの先行研究や教育における実践、学生の活動について、ソーシャルワーカーの目線から整理する。

ソーシャルワーク養成カリキュラムの内容は、国家試験の出題範囲にとどまっておらず、それを超えた特に社会開発、社会変革といったマクロソーシャルワークの事例に乏しく、グローバル定義のソーシャルワークの実践について教授しにくくなっている（眞砂・竹森 2022）。さらに、ソーシャルワーカーとして採用されていない所属機関の場合やケアマネジメントによる福祉サービス提供の機関などでは、制度の枠組みを超えたメゾやマクロレベルの活動ができにくいことがある。また、所属先とソーシャルワーカーといういわゆる二重のロイヤリティの状況下では、ソーシャルワーカーのジレンマが生じやすい。

一方、先述したように、原爆被害者相談員のソーシャルワーカーの活動はガルトウングの積極的平和を創り出すマクロソーシャルワークの活動と捉えることができる。このような積極的平和の活動に参加し、被爆者の語りを聴く学生たちはミクロ・メゾ・マクロソーシャルワークの連続した実践を肌で感じることができる。

高部ら（2022）の平和教育もまた、ガルトウングの平和理論に基づき、平和を創り出す「積極的平和教育」を推奨する。修学旅行で被爆地を訪れた生徒たちもフィールドワークから

教室に戻ってさらに主体的に議論して創造することが求められる。絵本『ようすけ君の夢』の創作は、まさにそれを実践したものと捉えることができる。

大学の原爆展⁽¹⁷⁾で真柳氏の証言を聞いた学生たちが絵本づくりを始めた時、
「どんな話にしたらいいんやろうなあ」
「ただ、暗い過去の話って感じじゃなく……」
「僕らがあらためて感じた平和の大切さを伝えたいしわかってほしい」
「そうやな！でも結論を押しつけるんはちょっと……」
「っていうか、平和ってなんなん!？」
「ほんまそれ！何が平和なんやろう!？」
ゼミ生それぞれが悩みながら意見を出し合った（黒岩アフターゼミ 2007, 21）

学生たちは、平和という言葉の原点に立ち返る。

学生の一人伴法子さんは、「『伝える』ことの難しさを痛感しました。戦争でどれほど悲惨なことがあったかを伝えなければ、『戦争をしてはいけない』理由が明確にならない。一方で、子ども向けゆえに、残酷な描写をすると、読んでもらえないのではないか。どうすれば、つらいおもいをして話してくれている被爆者の方の気持ちを受け取る子どもたちにできるのか……」（黒岩アフターゼミ，21）と語っている。

また、被爆者の証言を聞く医療ソーシャルワークの実習では、その人の生活史にも思いを馳せ、その人の生活史の中に出てくる社会構造の問題にも着目することができる。歴史に着目しなければ、その歴史を追体験することはできないし、その時代背景を想像し、実感することが難しい。実習生の目の前にいるのは患者ではなく、一人のかけがえのない人間なのである。

長は、『人間の安全保障』や世界規模の深刻な課題について、誰もができることを提案する。

何かできる人は、自分にできる身近なことから始めること、その状況にない人は、世界の動きにせめて関心を持ち続けること。世界を変えることができないとしても、自分の無知を意識し、絶えず「ここ」ではない「どこか」にいる人びとの生活や困難に思いを馳せ、想像すること、心のスイッチを入れ続けること。「ここ」ではない「どこか」は、過去の歴史であり、また未来です。長い歴史、そして広い世界の中で、なぜ自分が「今」「ここ」にいるのかという意味を問い続けること、私は、これらのことが、世界を変える一歩につながると信じます。（長 2021, 287）

ソーシャルワーカーが「今」、「ここ」への問いを発すること、ソーシャルワーク教育ではそれを学生に伝えられるよう、教員も心のスイッチを入れ続けておくことが必要である。

絵本『ようすけ君の夢』で、学生たちは「今」と「過去」を繋ぎ、「ここ」と「あの場所」を繋ぎ、ようすけ君を現代によみがえらせた。ようすけ君が伝えたかったのは、戦争のない、平和な世の中である。今、人の手によって、何百、何千というようすけ君のような悲しみが生まれようとしている。ここで、立ち止まることはできない。

むすびにかえて

「聴いた者の責任を共に」は、『新時代の医療ソーシャルワークの理論と実際』(2005)が発刊された時にいただいた著者村上須賀子氏の言葉である。今日のソーシャルワーカーの平和を希求する活動は、戦後の被爆者の苦難の時期に活動した村上ら医療ソーシャルワーカーなくしてはここまで続いていなかったと思われる。平和を希求する活動と研究を続けていかなければならないとあらためて思いを強くする。

戦争になれば、核には核をという声必ず湧き上がってくる。憲法第9条によって戦後から78年続いた日本の平和を顧みず、戦争中の日本の加害の歴史も教えず、「核を持っていないから、攻撃されたのだ」といとも簡単に核抑止論が声高に叫ばれる。その核使用の後には、人間が想像を絶する末路が待っている。滅びるのは地球ではなく、人間なのである。

被爆者の平均年齢は85歳を超えている(朝日新聞 2023-09-30)。胎内被曝の人、被爆者二世も高齢者となっている。被爆の体験を聞く者が伝えていく責務としてもはや一刻の猶予も許されない。

しかし、若者は行動する。大学生は語り部活動を続け、市民集会や講座で調査成果を発表し、小・中・高校生に語り継ぎ次世代へ学んだことを伝承する(山浦 2023)。被爆者は中学生に語り、中学生は被爆者の思いを受け止め(中澤 2023)、全国の高校生は日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める署名活動を始め(上原 2023)、また高校生は被爆者と一緒に原爆画を作成する(朝日新聞 2023-10-18)⁽¹⁸⁾。

ガザへのイスラエルによる攻撃反対のデモ活動は世界各地で湧き上がっており、停戦合意に棄権した日本でも若者がデモに参加している(朝日新聞 2023-11-06)。目の前にある課題に真正面と向き合うという小さな活動を集めていき、「非戦を世界に広めていく行動は日本ができる一番の国際貢献(志葉 2022)」となっていくのである。

当事者とソーシャルワーカーが一体となって平和の希求の草の根の活動もうねりとなって理論が生まれていくと確信する(眞砂・滝沢 2023)。

グローバル定義の実践が名実ともに実現できる社会を目指し、小さくともソーシャルワーカーの歩みの積み重なりが世界の世論につながることを信じて、本稿のまとめとしたい。

〔注〕

- (1) 共産・宮本徹氏の「(国連総会の緊急特別会合で 27 日に採択された「休戦」を求める決議案について) なぜ日本は棄権したのか」に対する首相の答弁「(イスラム組織) ハマスによるテロ攻撃への強い非難がなく、内容面でバランスを欠いていると判断し棄権した」と述べている。
- (2) 非政府組織「核兵器廃絶国際キャンペーン (International Campaign to Abolish Nuclear Weapons: ICAN)」の活動がノーベル平和賞を受賞した時、サーロー節子は受賞演説を行った (サーロー・金崎 2019)。
- (3) **amplification** には、他に拡大、拡張、拡充などの意味がある (新英和大辞典 **Ex-word**)。
- (4) 擁護とは、かばい護ること。「憲法を擁護する」と使われる。一方希求とは、強く願うことであり、「平和を希求する」の例のように使われる。世界が平和の状態にないことを考えれば、今ある平和を護ることはもちろん、さらに平和を強く願い創っていくことが必要ではないかと考える。
- (5) 日本財団 18 歳意識調査「ウクライナ情勢」https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2022/08/new_pr_20220805_01.pdf
- (6) この言葉を不用意に用いると人道的兵器だから許されるのだと解釈されないかの懸念が残る。朝日新聞 2023-10-24「非人道的兵器は“概念”に過ぎない」
- (7) 安斎は、冊子の表紙に「ウクライナ戦争の原因を作ったのはアメリカ政府とウクライナ政府だ」、「西側メディアのフェイクニュースに騙されるな!」「反ロシア・ウクライナ用語の世論は極端に変更している」と書き、偏った報道によって世論が形成されていくことを危険視している。
- (8) 筆者の義父は広島で原爆に会い、1958 年に夫ら 5 人の子どもを残して狭心症の心臓発作で死亡した。被爆によって死が早まったこともあると思うが、戦争には行けない「役立たずあつかい」の世情を考えると、体が弱かった義父は精神的な苦痛も少なからずあったのではないかと推察する。
- (9) パックス・アメリカーナとは、アメリカによる平和。超大国アメリカの存在によって世界平和が維持されていることをさす語。pax は、ローマ神話の平和の女神 (デジタル大辞泉)。
- (10) **WASP**《White Anglo-Saxon Protestant》アングロサクソン系の白人でプロテスタント教徒であるアメリカ人。初期移民の子孫たちで、かつてはアメリカ社会の主流をなした (デジタル大辞泉 **EX-word**)。
- (11) 会の名称が「原爆被爆者」ではなく、「原爆被害者」という表現の中に、原爆投下という、あってはならない人権無視の加害によって生じた被害者であることを本稿でも強調しておきたい。
- (12) 本書は黒岩が 2010 年に提出した博士論文をもとに加筆修正されたものである。
- (13) 地方の季刊誌『Grande ひろしま』(編集長 平木久恵・高林真澄)では、原爆に関するテーマの連載を続けている。原爆を真正面から取り上げたものではないこれらの記事は、読者の心に余韻を残すように伝わってくる。広島以外の読者も多いと聞く。これについては、稿を改め取り上げてみたい。
- (14) 被爆者の語りは、学生の地域への発信と連帯の記録『つながってひろがって』(2007)、『NO WAR!KNOW WAR II 語り継ごう平和への思い〜2007 夏・「被爆体験を聴く会」の記録〜』(2008) 社会福祉学部 BU PEACE ACTION, 黒岩ゼミ絵本『ようすけ君の夢』(2008)、黒岩ゼミ紙芝居『おばあちゃんの人形』(2013)、原爆展の記録『平和な未来を願うメッセージ〜No War Know War〜』(2016)、花垣ルミ (2021)『五八年後の原爆』の発行等学外へも発信されていく。
- (15) 筆者も前任校 (広島) の学生を同行し、黒岩ゼミの学生と交流を行ってきた。
- (16) 絵本『ようすけ君の夢』の再販を目指し、「絵本を通して被爆体験を伝え平和への思いを発信したい」と 2023 年 7 月クラウドファンディング行ったときの紹介文。クラウドファンディング他の寄付は目標額を大幅に上回り、再販が決定した。
- (17) 原爆展は黒岩の個別ゼミの取り組みから発し社会福祉学部が主催しており、原爆にまつわる資料などを展示した学内の教室に被爆者の方を招聘して、学生や教職員など誰でもそこに参加して、被爆

証言を聞くことができた。

- (18) 朝日新聞デジタル 2023-10-18 「『話するのは本当は好きでない』被爆者と高校生が今年も共同制作へ」2007年から広島平和記念資料館の依頼で、創造表現コースの生徒が被爆者の証言を聞いて絵を描く取り組みで、被爆者と高校生の共同の作品は191点に上るといふ。

[文献]

1. 安斎育郎(2023)『安斎育郎のウクライナ戦争論』安斎科学・平和事務所。
<https://asap-anzai.com/>
2. 「核なき世界」開けぬ視界 首相、サミットの成果強調 広島原爆の日。朝日新聞デジタル。2023-08-07, https://digital.asahi.com/articles/DA3S15710348.html?iref=pc_ss_date_article, (参照2023-08-07)
3. 「お母ちゃん、助けて」81歳の今も 3歳で孤児に、被爆の実相語る。朝日新聞デジタル。2023-09-30, https://digital.asahi.com/articles/ASR9W67FVR9RPISC00Q.html?iref=pc_ss_date_article, (参照2023-10-17)
4. 「話するのは本当は好きでない」被爆者と高校生が今年も共同制作へ。朝日新聞デジタル。2023-10-18, <https://www.asahi.com/articles/ASRBK6QN3RBJPITB00S.html>, (参照2023-11-2)
5. 「禁忌の兵器」の正体は 時代や地域で変遷 識者「概念に過ぎない」。朝日新聞デジタル。2023-10-24, https://digital.asahi.com/articles/ASRBC6HHYR9YUHBI02H.html?iref=pc_ss_date_article, (参照2023-10-25)
6. ガザ「人道的休戦」決議 賛成120, 日本は棄権票 国連総会。朝日新聞デジタル。2023-10-28, https://digital.asahi.com/articles/DA3S15779011.html?iref=pc_ss_date_article, (参照2023-10-30)。
7. ガザ「人道的休戦」国連総会決議 日本が棄権した理由 衆院予算委。朝日新聞デジタル。2023-10-30,
https://www.asahi.com/articles/ASRBZ63Q3RBZUTFK00G.html?iref=pc_ss_date_article, (参照2023-10-30)。
8. 「日本では意味ない」それでも女性はデモ会場へ ガザ即時停戦訴。朝日新聞デジタル 2023-11-06, https://digital.asahi.com/articles/ASRC66FH4RC1UTIL01W.html?iref=pc_ss_date_article, (参照2023-11-06)。
9. 核廃絶、市民に訴え米国横断 長崎の被爆者、国連幹部に言われた一言。朝日新聞デジタル。2023-11-07,
https://digital.asahi.com/articles/ASRC66395RB0TOLB008.html?iref=pc_ss_date_article, (参照2023-11-07)。
10. 限界にきたG7の「偽善」と「二重基準」ガザへの攻撃、どう見るか。朝日新聞デジタル。2023-11-09,
https://digital.asahi.com/articles/ASRC77GZZRC5UHBI01N.html?iref=pc_ss_date_article, (参照2023-11-09)。
11. 保育器停止、消えゆく赤ん坊の声 ガザの病院「生きて！生きて！」。朝日新聞デジタル。2023-11-14, <https://digital.asahi.com/articles/ASRCG4Q6CRCGUHBI00B.html>, (参照2023-11-14)。
12. Baldwin, Mark, Resisting the Easy Care model. (In Lavalette, Michael. Ed. Radical Social Work Today. = 深谷弘和・石倉康次・岡部茜・中野加奈子・阿部敦監訳(2023)『現代のラディカルソーシャルワーク』クリエイツかもがわ.)
13. 佛教大学黒岩ゼミ(2008)『ようすけ君の夢』クリエイツかもがわ。
14. 佛教大学社会福祉学科黒岩アフターゼミ(2007)『つながってひろがって 被爆者のおもいを受け

つぐ学生たち』クリエイツかもがわ。

15. 「サーローさん，岸田首相の発言に失望あらわ 8年ぶり平和記念式典参列『核政策の矛盾，市民もただして』」中国新聞 DIGITAL 2023-08-06，
<https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/343357>，（参照 2023-10-16）。
16. 土肥誠（2022）「パックス・アメリカーナの変容と中国広域経済圏「一帯一路」と人民元の国際化を中心に」『経済志林』89(2)，815-843。
17. 藤井渉（2022）『ソーシャルワーカーのための反「優生学講座」』現代書館。
18. ヨハン・ガルトゥング（2019）『ガルトゥング平和学の基礎』法律文化社。
19. 原爆被害者相談員の会（2018）「第36回原爆被害者証言のつどいまとめ」『ヒバクシャ』（35），27-36。
20. 原爆被害者相談員の会（2019）『ヒロシマのソーシャルワーク 不条理の是正という本質に迫る』かもがわ出版。
21. 原爆被害者相談員の会（2020）「12.11シンポジウム『現在の被爆者の生活課題と今後の支援』の報告」『ヒバクシャ』（37），39-48。
22. 原爆被害者相談員の会（2021）「原爆被害者相談員の会 活動記録（改訂版）」『ヒバクシャ』（38），47-54。
23. 花垣ルミ（2021）『五八年後の原爆』日本機関誌出版センター。
24. 市川浩（2022）「原子力と平和：核大国ロシアの原発大国ウクライナへの侵攻を機に考える」『福祉のひろば』（269），24-29。
25. 伊藤真美（2021）「医療・介護・福祉の人々が手を結んだ戦争に反対し平和と福祉を守る運動（下）」『月刊ゆたかなくらし』（470），40-43。
26. 日本ソーシャルワーカー協会 倫理綱領。2020-08-03。 <http://www.jasw.jp/about/rule/>，（参照 2023-10-17）。
27. 河村哲二（2022）「パックス・アメリカーナ段階確立期のアメリカの資本蓄積体制の特質とその形成：第二次世界大戦時経済化の制度・組織転換の意義との関連で」『経済志林』89(2)，917-981』
28. 窪田暁子（2013）『福祉援助の臨床－共感する他者として』誠信書房。
29. 黒岩晴子（2015）『ソーシャルワーカーは平和とともに』日本機関誌出版センター。
30. 黒岩晴子（2012）『被爆者を援助し続ける医療ソーシャルワーカーたち』本の泉社。
31. 黒岩晴子（2021）「被爆者の身体と心」『ソーシャルワーク研究』47(2)，46-53。
32. 眞砂照美・竹森美穂（2022）「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義をどう教授するか－教育と実践の対話を通して－」『社会福祉学部論集』第18号，85-105。
33. 眞砂照美・滝沢由紀子（2023）「当事者実践からボトムアップ理論を創る－M-GTAのスーパービジョンの経験を通して－」『社会福祉学部論集』第19号，51-71。
34. 松田忍（2019）「栗原淑江氏談話速記録」『昭和女子大学文化史研究』（22），44-75。
35. 三村正弘（2015）「原爆被害者相談員の会の活動を振り返る」『ヒバクシャ』（32），13-19。
36. 村上須賀子（2005）『新時代の医療ソーシャルワークの理論と実際－ヒロシマに学ぶ－』大学教育出版。
37. 中澤喜子（2023）「中学生は戦争をどう受け止めてくれたか：語り部活動から」（493），22-25。
38. 根本雅也（2015）「証言者になること－広島における原爆被爆者の証言活動のメカニズム（Learning to Be a Storyteller: Subjection of Atomic Bomb Survivors in Storytelling Activity in Hiroshima.）」『日本オーラル・ヒストリー研究』（11），173-192。
39. 日本財団（2022）「18歳意識調査 第47回 ウクライナ情勢」。
https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2022/08/new_pr_20220805_01.pdf，（参照 2023-11-07）。

40. 西田知也(2023)「現場の討議を大切に-「平和」と「処遇改善」をめざして『学習の友』(834), 50-53.
41. 西井麻里奈(2022)「戦争の跡地を生きる人びと:戦後広島復興・住宅問題・援護の観点から」『居住福祉研究』(33), 32-38.
42. 西崎緑(2020)『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか』勁草書房.
43. 野口定久(2022)「コモンを管理するアソシエーション社会-民主主義と権威主義のせめぎ合いの中で」『居住福祉研究』(33), 58-62.
44. 岡本英男(2009)「ボックス・アメリカナと福祉国家」『季刊経済理論』45(4), 19-31.
45. 長有紀枝(2021)『入門 人間の安全保障 増補版』中央新書. 中央公論新社.
46. 佐藤さと子(2023)「仲間と親とあゆみ続けて:32年間の障害者福祉実践(最終回)今,改めて,平和を考える」『みんなのねがい』(687), 32-35.
47. 佐藤俊一(2020)「ソーシャルワークにおける倫理の根源的課題:良心が応える」『淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要』(27), 1-14.
48. 志葉玲(2022)「志葉玲さんに聞く 非戦を世界に広めていくことこそ,日本ができる一番の国際貢献」『福祉のひろば』(269), 10-15.
49. 鈴木一人・細谷雄一・詫磨佳代(2020)「鼎談 ボックス・アメリカナの終焉が来る?アフターコロナの地政学」『中央公論』134(6), 70-81.
50. 高部優子・奥本京子・笠井綾(2022)『平和創造のための新たな平和教育 平和学アプローチによる理論と実践』法律文化社.
51. 高木博光(2022)「戦争と青春と私」『公的扶助研究』(267), 20-24.
52. サーロー節子・金崎由美(2019)『光に向かって這っていけ 核なき世界を追い求めて』岩波書店.
53. 〈社説〉核抑止論「破綻」被爆者の訴えに応えよ. 東京新聞 web.2023-08-08, <https://www.tokyo-np.co.jp/article/268696>, (参照 2023-10-31).
54. 植田章・結城俊哉(2007)『社会福祉方法原論の展開』佛教大学通信教育部.
55. 上原一路(2023)「学びと友情こそ,平和のための抑止力」『福祉のひろば』(281), 18-23.
56. 山地恭子(2001)「若年被爆者の認定申請を援助して-孤独な死を選んだ住本義男(仮名)さん-」『ヒバクシャ』(19), 7-10.
57. 山浦和彦(2023)「若者たちへの伝言ヒト・モノ・コト:大学生の語り部(かたりべ)活動を中心に」『月刊ゆたかなくらし』(493), 8-14.
58. 吉田堯躬(1996)『「福祉国家の財政」の条件-ボックス・アメリカナの支え-』『金沢工業大学人間科学総合研究所報』(6), 84-97.

〔謝辞〕

本稿をまとめるにあたっては,黒岩晴子氏から多くの情報提供をいただきました。筆者(眞砂)の不勉強のため,十分に書ききれていない部分が多々あるかと思えます。お詫びするとともに,氏のご協力に心より感謝を申し上げます。

(まさご てるみ 社会福祉学科)
(たけもり みほ 関西学院大学)
(たがわ ゆういち 広島国際大学)

2023年11月15日受理